

なくそう交通事故

アンダー

60 作戦

大竹警察署 交通課だより-5月号-



◎交通事故発生状況



令和7年4月30日現在

県内	区分	令和7年	令和6年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	1,228 件	1,479 件	-251件	-17.0%
	死者数	19 人	27 人	-8人	-29.6%
	負傷者数	1,432 人	1,730 人	-298人	-17.2%

大竹署 管内	区分	令和7年	令和6年	前年同期比	
				増減数	増減率
	発生件数	5 件	9 件	-4件	-44.4%
	死者数	0 人	2 人	-2人	-
	負傷者数	5 人	7 人	-2人	-28.6%

危険です ながらスマホで踏むペダル

令和7年 広島県自転車マナーアップスローガン



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



5月は

自転車マナーアップ強化月間

毎月1日は

自転車安全利用の日

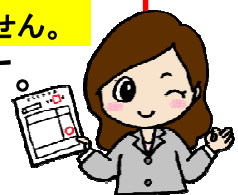
自転車保険に加入していますか!?

※広島県内で自転車を利用する場合、自転車保険に加入しなければなりません。

自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生しています。

万一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

令和5年4月1日から条例で義務化されました。



交通安全年間スローガン「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」